

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月27日 20時10分ごろ
発生場所	山口県 ^{すおうおおしま やしろ} 周防大島町屋代島北方沖（大島瀬戸） 大磯 ^{おおいそ} 灯台から真方位080° 1,025m付近 （概位 北緯33°57.4′ 東経132°11.3′）
事故の概要	ケミカルタンカー ^{アズリー ハナ} AZUREE HANAは、西進中、屋代島北方沖の浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年8月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ケミカルタンカー AZUREE HANA（大韓民国籍）、499トン
船舶番号、船舶所有者等	9104201（IMO番号）、Hana Marine Co., Ltd.
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、船長免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	船首船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 東流約4.7ノット（kn）、潮高 約163cm（大島）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか10人（大韓民国籍2人、インドネシア共和国籍8人）が乗り組み、船長が、大島瀬戸通航に備えて昇橋し、操舵室内左舷側のレーダーの前で操船指揮をとり、航海士を目視での見張りに、甲板長を操舵にそれぞれ当たらせた。</p> <p>本船は、大島瀬戸の東口付近で、手動操舵で約8knの対地速力とし、大島大橋の第3橋脚と第4橋脚の間に針路を向けたところ、左舷方から潮流を受けて北方に圧流され、船長は、針路を修正しようとしたが、操船が意のままにならず、徐々に第3橋脚に向かう針路となった。</p> <p>船長は、第3橋脚に衝突する危険を感じ、甲板長に左舵一杯の指示をして大きく左転した後、昇橋してきた機関長に全速力後進の指示をしたが、間に合わず、屋代島北方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗組員に損傷の状況、浸水の有無等について確認後、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、満潮時に自力で離礁し、山口県柳井市柳井港沖に錨泊した。</p> <p>瀬戸内海水路誌によれば、大島瀬戸の潮流は、東流（西流）は大島の低潮（高潮）の約20分後から高潮（低潮）の約20分後まで流</p>

	<p>れ、最狭部の最強流速は東流、西流ともに約7ノットである。</p> <p>笠佐島東側の潮流により、上げ潮流時は北方に、下げ潮流時は南方に圧流されるので注意を要する。</p> <p>船長は、大島瀬戸通航の経験が12回あり、これまで大島瀬戸を無難に航行できていたので、本事故時、これまでと同様にそれほど潮流の影響を受けずに同瀬戸を航行できると思っていた。</p> <p>船長は、本船が潮流により北方に圧流されたとき、大島瀬戸の通航を断念して、引き返していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.25m、船尾約4.25mであった。</p>
分析	<p>本船は、大島瀬戸を西進中、潮流の強い時間帯に大島瀬戸を通航しようとしたことから、潮流により北方に圧流されて第3橋脚に向かう針路となって大きく左転し、本件浅所に向かう進路となり、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が、これまで大島瀬戸を無難に航行できていたことから、本事故時、これまでと同様にそれほど潮流の影響を受けずに航行できると思い、同瀬戸を航行したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、大島瀬戸を西進中、潮流の強い時間帯に大島瀬戸を通航しようとしたため、潮流により北方に圧流されて第3橋脚に向かう針路となって大きく左転し、本件浅所に向かう進路となり、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、大島瀬戸を通航する際は、潮流を勘案し、できるだけ操船に影響しない時間帯を選択して通航するよう通航時間の調整を行うこと。